

清涼飲料水「ベンゼン」に係る食品健康影響評価に関する御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成20年9月25日～平成20年10月24日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通

|   | 御意見・情報の概要   | 専門調査会の回答   |
|---|---|--|
| 1 | <p>「1日2L飲料水を摂取したとき」を、「1日2L清涼飲料水を摂取したとき」と消費者が誤った認識を招かないように、清涼飲料水の1日摂取量を勘案した表現にすべき。</p> <p>清涼飲料水の1日摂取量は平成18年度国民健康・栄養調査結果では総数として621.9g、平成19年（2007年）社団法人全国清涼飲料水工業会調べでは約397.3mLになっている。</p> | <p>清涼飲料水は、食品衛生法では「乳酸菌飲料、乳及び乳製品を除く酒精分1容量パーセント未満を含有する飲料をいうものであること。従って、酸味を有しない飲料水、主として児童を対象として製造されコルク等で簡単に栓を施した飲料水、トマトジュース、摂取時に希釈、融解等により飲み物として摂取することを目的としたものもすべて含まれるものであること。」と定義されています。</p> <p>本評価では、WHOが仮定する1日あたりの平均的な摂水量2Lに基づいた試算を行っています。なお、「飲料水」を「清涼飲料水」と誤解を招かないように記載を変更します。</p> |